

契 約 書 別 紙

第 1 条（個別の利用時間）利用契約書第 7 条関係

1. 【個別の利用時間】

月曜日から金曜日 時 分 ～ 時 分 / 土曜日 時 分 ～ 時 分

2. 利用時間の延長

契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要となった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

第 2 条（利用者負担＜保育料＞等）利用契約書第 8 条関係

保護者は、事業者が提供する保育の対価として、次のとおり利用者負担（保育料）等を支払うものとします。

1. 月額保育料 「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」に定められた額となります。

ただし、前項第 1 項の契約時間内の保育・昼食代・おやつ代を含みます。

2. その他利用料 【延長保育時間】（15 分あたり 200 円）

標準時間認定 18 時 00 分 ～ 19 時 00 分

短時間認定 7 時 00 分 ～ 8 時 30 分 ・ 16 時 30 分 ～ 19 時 00 分

第 3 条（利用者負担＜保育料＞等の支払）利用契約書第 9 条関係

保護者は、事業者へ第 2 条の利用者負担（保育料）等について、原則次の方法で支払うものとします。

月額保育料 現金もしくは口座引き落とし

延長保育利用料 現金

退所する場合の精算料金 現金

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、保護者・事業者は記名捺印の上、1 通ずつ保有するものとします。

年 月 日

契 約 者 乳幼児氏名：

保護者住所：

保護者氏名： ⑩

事 業 者 住 所： 愛知県名古屋市名東区社が丘 1-102-1104

事 業 者 名： 株式会社ユニバース

代 表 者： 納谷 沙織 ⑩